

丹波市豪雨災害義援金の受付について

丹波市では、8月16日から大雨による災害で、市内各地に多数の被害が発生しました。被災された方々を支援するため、義援金の受付を行っておりますので、皆さまの温かいご支援をお願いいたします。

義援金の名称

丹波市豪雨災害義援金

受付期間

平成26年8月25日（月）～平成26年10月31日（金）

義援金の応募方法

(1) 口座振込の場合

＜取扱金融機関＞

金融機関名	口座番号等	口座名義	振込手数料
丹波ひかみ農業協同組合 本店	(普通貯金) 0001290	丹波市豪雨災害義援金 (タンバシゴウウサイ ガイギエンキン)	丹波ひかみ農業協同組合からの振込は無料。 県内 JA 窓口での振込は無料、ATM からの振込は有料。
中兵庫信用金庫 本店営業部	(普通預金) 0788048		中兵庫信用金庫からの振込は無料。 全国の信用金庫からの振込は窓口でご相談ください。 ATM からの振込は有料。
みなと銀行 柏原支店	(普通預金) 3495108		みなと銀行本支店・出張所窓口及びATMからの振込は、 時間内(8:45~18:00)無料。

※金融機関窓口で「丹波市豪雨災害義援金」である旨を申し出ください。

※大変恐れ入りますが、礼状の発送は割愛させていただきますので、あらかじめご了承ください。

(2) 窓口へご持参いただく場合

受付窓口：丹波市役所本庁舎1階市民課、丹波市役所春日庁舎1階生活支援課、各支所市民福祉係

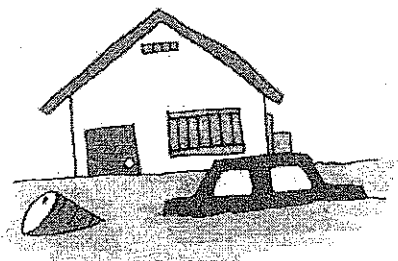
受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土日、祝日を除く）

(3) 現金書留による郵送の場合

現在、郵送料無料の手続き中ですので、今しばらくお待ちください。

税制上の措置

所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金」として取り扱われます。



預り証の発行

振込みにより上記の口座に送金していただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込金受領書をもって寄付控除等を受けるための証明書に代えることができます。

窓口へ持参いただいた場合は、その場で預り証を発行させていただきます。

お問合せ先

〒669-4192

兵庫県丹波市春日町黒井 811 番地

丹波市役所春日庁舎 福祉部生活支援課 義援金係

☎0795-74-0222/FAX0795-74-3005